

業務指示書

バヌアツ国地震・津波・高潮情報の発信能力強化プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとしします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年11月7日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年11月12日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：地震・津波防災に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／機器管理）】

- 1) 類似業務の経験：観測・測定機器の統合管理に関する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バヌアツ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 津波情報】

- 1) 類似業務の経験：津波情報に関する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バヌアツ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 災害情報】

- 1) 類似業務の経験：災害情報に関する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バヌアツ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年11月26日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
 - () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

業務指示書第2 5. (9) 仙台防災枠組における本プロジェクトの位置付けと国際会議等における成果発信に記載の第三国への出張 (P.20)、同6. (1) ⑥機材の調達に記載の機材費

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VUV1 = 1.026810 円, US\$1 = 113.029 円, EUR1 = 132.178 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：11月30日(金) 14:00～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）本部 208会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／機器管理
津波情報
災害情報

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

46.33 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年12月10日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調査) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調査は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

バヌアツ国地震・津波・高潮情報の発信能力強化プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／機器管理	(21.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 津波情報	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 災害情報	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1 プロジェクトの背景

バヌアツ共和国（以下「バヌアツ」）は南太平洋に位置する小島嶼国で、地震、津波、サイクロン、洪水等の自然災害に対してきわめて脆弱な国である。バヌアツは国連大学が公表した「2017年世界リスク指標（World Risk Index 2017）」で世界171カ国中1位に順位付けされており、世界で最も自然災害リスクの高い国とされていることから、同国において地震・津波を含む自然災害に対する防災対策は喫緊の課題である。

気候変動・気象・地象災害・環境・エネルギー・災害管理省（Ministry of Climate Change Adaptation, Meteorology, Geo-Hazards, Environment, Energy and Disaster Management）直轄の機関であるバヌアツ気象・地象災害局（Vanuatu Meteorology and Geo-hazards Department、以下「VMGD」）は、2017年に制定された「気象・地象・気候変動に関する法律（Meteorology, Geological Hazards and Climate Change Act）」に基づき、信頼性の高い観測体制及び正確かつ迅速な予警報の発令体制を整備する責務を担っている。また、同省下の国家災害管理局（National Disaster Management Office、以下「NDMO」）は同国の中央防災機関として、防災情報のためのコミュニケーションネットワークの構築や、災害情報発信及び警報伝達を所掌する。

しかしながら、狭小な国土が広範囲に散らばっている地理的特性などから、地震及び潮位の観測網が十分に整備されていない。また、観測したデータを解析するための設備や人材も不足しており、関係省庁への情報伝達や住民への警報発令も、十分に実施できていなかった。

このような状況において日本は2012年にE/Nを締結し、無償資金協力「バヌアツ国広域防災システム整備計画」（以下「無償案件」）を実施、地震計や潮位計、気象観測のための機材整備を支援した。2015年3月に発生したサイクロンPAMの影響により作業遅延が発生したが、同年9月に完工した。

また、これらの機材を活用した地象災害に係る観測・解析体制の強化、情報伝達能力の向上などを目的とした技術協力プロジェクトの要請がVMGDより提出された。

その後、無償案件の完工を受け、2016年11月に詳細計画策定調査を実施し、その結果をもとに2017年7月にバヌアツ政府との間でプロジェクトの詳細を記載した討議議事録（Record of Discussions、以下R/D）を締結した。

2 プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

地震・津波・高潮情報の発信能力強化プロジェクト

(2) 上位目標

VMGD 及び NDMO から関係機関及び住民に対して地震・津波・高潮に関する防災情報が適時かつ的確に伝達されている。

(3) プロジェクト目標

VMGD の地震・津波・高潮災害の観測及び解析能力が強化され、VMGD 及び NDMO による防災情報の伝達体制が整備される。

(4) 期待される成果

成果 1 : VMGD の地震・潮位分野における観測能力及び運用管理体制が強化される。

成果 2 : VMGD スタッフの地震・潮位データの解析及び利用技術が向上する。

成果 3 : VMGD 及び NDMO の防災情報の伝達能力が強化される。

(5) 活動の概要

【成果 1 に係る活動】

1-1 リアルタイム地震観測網を強化する。

1-2 リアルタイム潮位観測網を強化する。

1-3 VMGD スタッフに対し、観測機器の維持管理方法を指導する。

【成果 2 に係る活動】

2-1 VMGD スタッフに対し、地震・潮位データの解析状況及び利活用方法についてのベースライン調査を実施する。

2-2 VMGD スタッフに対し、地震パラメータ算出に係る技術指導を行う。

2-3 VMGD スタッフに対し、強震計及び震度計データの利活用のための知識習得に係る技術移転を行う。

2-4 VMGD スタッフに対し、天文潮位推算及び津波高潮成分抽出に係る技術移転を行う。

2-5 津波情報に活用するための地震津波災害の履歴を取りまとめる。

2-6 VMGD スタッフに対し、津波解析及び予測に係る技術指導を行う。

【成果 3 に係る活動】

3-1 防災情報の伝達方法を調査し、課題点抽出のためのベースライン調査を実施する。

3-2 VMGD の地震、津波及び高潮に関する効果的な防災情報の作成能力を強化する。

- 3-3 VMGD 及び NDMO のウェブ等を通じた防災情報の発信能力を強化する。
- 3-4 VMGD 及び NDMO が国民に対して行う防災啓発活動の能力を強化する。

(6) 対象地域

VMGD 及び NDMO 本局（ポートビラ）、2 コミュニティ（エファテ島ポートビラ、サント島ルーガンビル）

(7) 関係官庁・機関

直接的なカウンターパートは、VMGD とする。成果 3（防災情報の伝達能力の強化）においては、警報発令や災害情報の伝達、啓発活動を実施している中央防災機関の NDMO も実施機関とする。

(8) プロジェクト期間

2019 年 4 月～2022 年 3 月を予定（計 36 か月）

3 業務の目的

「地震・津波・高潮情報の発信能力強化プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4 業務の範囲

本業務は、JICA とバヌアツ政府との間で 2017 年 7 月に締結した R/D に基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3 業務の目的」を達成するため、「5 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5 実施方針及び留意事項

(1) VMGD の業務実施体制の構築への支援

VMGD では日常の業務量や定員枠に対して十分な人員が充足されておらず、他ドナーのプロジェクトも複数動いていることから、慢性的に人員が不足している状況である（2016 年 8 月時点で 89 人の定員枠に対し 70 名が勤務）。また、地象災害部門において観測・解析システムを熟知した人材が離職してしまったことから、突発事案が発生した場合に適切に対処することが困難である。よって、本プロジェクトはあらゆる状況に対して現職員が対応できるよう組織としての能力を向上させ、日常的に行うべき基本業務を着実に実施できる体制の構築を JICA が側面支援するものとする。

コンサルタントは、実施体制構築の観点からプロジェクト期間中は VMGD の人員や予算状況を定期的に把握し、JICA へ情報共有するとともに、改善が必要な場合は

可能な範囲で VMGD に対して提言すること。

(2) 無償案件の供与機材を含む既存機材の活用

本プロジェクトでは、無償案件で供与された広帯域地震計、強震計、潮位計等を含む VMGD 所有の地震及び潮位観測・分析に係る機材、及びそれらの機材を効果的に活用するために本プロジェクトで整備する機材（6.（1）⑥参照）を最大限に活用し、地震・津波・高潮災害に関する観測、解析、情報伝達を着実に実施するための技術向上及び実施体制の整備を支援する。このため、既存機材が十分に活用されるよう機材の維持管理に係る VMGD スタッフの能力強化を十分に実施すること。

(3) VMGD、NDMO 及びその他の防災関係機関の連携促進

本プロジェクトが目指す円滑な防災情報伝達体制の整備においては、VMGD 各部署、NDMO 及びその他の防災関係機関のスムーズな連携が重要となる。そのため、プロジェクト活動を通じてバヌアツ側関係機関とのコミュニケーションを密に行う等の工夫をすることで、本プロジェクトが VMGD、NDMO 及び他の防災関係機関の連携をより強化できるよう積極的に促すこと。

(4) 太平洋地域の地震・津波監視体制を踏まえた国家津波監視体制の整備

太平洋地域においては、国連教育科学文化機関（UNESCO）の政府間海洋学委員会（Intergovernmental Oceanographic Commission、以下「IOC」）の下部組織である「太平洋津波警戒・減災システムのための政府間調整グループ（ICG/PTWS）」が調整役となり、アメリカ海洋大気庁（NOAA）が運用する太平洋津波警報センター（Pacific Tsunami Warning Center、以下「PTWC」）や日本の気象庁が運営する「北西太平洋津波情報センター（NWPTAC）」等が、対象域内における津波の観測及び警報の発出を行っている。これら国際及び地域の津波監視体制は、バヌアツの津波監視体制を構築する上で重要な枠組みであることから、これらを十分に踏まえ、バヌアツとして最適な津波監視体制の案をプロポーサルにて提案すること。

また、バヌアツは大洋州地域の地震観測網である ORSNET（Oceania Regional Seismic Network）の域内に位置しており、VMGD はその運用管理を行っている。よって、プロジェクト活動においては ORSNET の状況についても充分把握の上、整備する津波監視体制との整合性を図ること。

(5) 直営専門家との連携

本プロジェクトは、主として本業務実施契約によるコンサルタントの指導により実施することとしているが、併せて本邦から直営専門家（長期 36 カ月間、VMGD に常駐）の派遣を予定している。直営専門家は業務調整／啓発活動として、コンサルタントチームの下でプロジェクト全般に係る業務、先方機関との日常的なコミュニケーション

ョンや関係機関との調整を行う。想定している TOR は以下のとおり。

① 運営管理業務

- ・ コンサルタントチームの活動を補佐し、また相手国機関との協議を踏まえ、協力計画（実施計画、年間計画）のとりまとめを行う。
- ・ 年間計画（専門家派遣計画、研修員受入計画、機材供与計画、在外事業強化費執行計画、ローカルコスト負担事業計画）の進捗状況の管理を行う。
- ・ 合同調整委員会への参加等を通じ、相手国機関のプロジェクト実施計画（インプットの規模等、プロジェクトを取り巻く環境）の把握を行う。
- ・ 各種の広報活動を通してプロジェクトを積極的に宣伝する。
- ・ プロジェクトの円滑な実施に支障が生じた場合、関係機関、コンサルタントチームと連携し、その解決にあたる。
- ・ 直営専門家の活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務を取りまとめ、その計画的な執行を図る。

② プロジェクト活動の促進業務

- ・ 相手国、JICA、日本人専門家間の連絡・調整役として、JICA バヌアツ支所等と協議をしつつ活動の効率化を図る。
- ・ 年次計画の進行に支障となる事項（機材通関、C/P の配置、相手国の予算等）に常時注意を払い、問題が生じた場合には、相手国、日本大使館、JICA バヌアツ支所等について十分に協議し、その打開策を見つけ出すとともにその解決の促進を図る。

③ 啓発業務

- ・ 活動 3-4（6.（4）③参照）に係る活動

コンサルタントと直営専門家は、プロジェクト目標という共通目的の達成に向けて緊密に連携することが求められるため、当該専門家と適宜情報共有を行い、プロジェクト活動を実施すること。

（6）世界銀行のプロジェクトのパイロットエリアにおける活動の実施

世界銀行は、VMGD 及び NDMO をカウンターパートとして実施したプロジェクト「Mainstreaming Disaster Risk Reduction（以下「MDRR」2012年10月～2016年12月）」において、エファテ島ポートビラ、サント島ルーガンビルのコミュニティに早期警報サイレンやハザードマップ、避難看板を導入した。本プロジェクトでは MDRR のパイロットコミュニティを対象とし、活動 3-4 を実施する。

（7）プロジェクト終了後の自立発展を見据えた活動の実施

プロジェクト終了後にカウンターパート自らが上位目標の達成に向けて自立的に活動を継続できるようにするため、日常的な業務実施に当たっては日本側専門家内で

業務を実施するのではなく、バヌアツ側カウンターパートの主体性を尊重しながら密接に共同してプロジェクト活動を進め、そのオーナーシップを引き出すことを基本とする。

特に、各種基準、マニュアル等の作成支援に当たっては、VMGD や防災関係機関を交えたワークショップ等の開催を通じて、合意形成プロセスを確保すること。

(8) プロジェクトの事業管理・評価・モニタリング

① プロジェクトの柔軟性の確保

バヌアツでは地震や津波、サイクロンに伴う大雨、洪水、高潮等の災害が発生すると、VMGD 及び NDMO が応急対応に従事し、プロジェクト活動が予定どおり実施できない可能性がある。このような災害発生時には、災害への対応を優先させつつ、柔軟に計画変更を行うとともに、防災機関による災害対応、関係機関との調整、地方及びコミュニティレベルにおける実際の行動を検証し、教訓を得るようにする。そして、バヌアツにおける防災上の課題を明確にする機会として活用し、プロジェクト活動に反映させること。

コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じ、プロジェクトの方向性について適宜 JICA に提言を行うこと。JICA は、これら提言について遅延なく検討し、必要な措置（カウンターパート機関との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

② Monitoring Sheet の作成・活用

本プロジェクトでは、JICA 専門家チーム（コンサルタント及び長期専門家）及び C/P による定期モニタリングを実施する。定期モニタリングに際しては、所定の Monitoring Sheet 様式を用いて、派遣前の事前打ち合わせにて Ver. 1 を JICA と確認し、その後第一回合同調整委員会時に C/P と協議を行い、合意する。

案件開始半年後は、6 か月ごとの定期的なモニタリング（PDM 達成状況、PO 進捗、実施上の課題の確認、等）を C/P と合同で行い、JICA バヌアツ支所に提出すること。Monitoring Sheet に定められる項目には活動報告のみならず、成果の発現状況（上位目標の達成見込みを含む）解決すべき実施上の課題、懸案事項及びプロジェクトの進捗及び成果に正負の影響を及ぼす外部要素、他ドナーの防災関連事業の進捗状況を含むこと。

③ 合同調整委員会への協力

本プロジェクトでは、活動スケジュール、投入スケジュール、カウンターパートの配置等、基本計画の詳細について協議する合同調整委員会（Joint Coordination Committee、以下「JCC」）を、少なくとも年に 1 回は実施することが R/D 本文に記載されている。

JCC は日本・バヌアツ双方のプロジェクト関係者との進捗及び今後の計画について協議する場であることから、上記②Monitoring Sheet を JCC の基本文書として活用すること。これにより、JCC に係る定期報告のタイミングと併せて実施することで、事業進捗に合わせ成果の発現状況の確認及び懸案事項の解決に向けた実質的な協議の機会とする。また、JCC の準備に際しては、コンサルタントは、その基礎資料として、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で直営専門家と協力し合いながら、現地活動において必要な準備を行うものとする。JCC には少なくとも JICA バヌアツ支所が参加するため、可能な限り前広に日程調整を行うこと。

④ 日常的モニタリングへの協力

事業実施中の日常的な進捗確認は直営専門家と協力し合い、コンサルタントがバヌアツ側関係者と一緒に議論し、必要に応じて JICA へ報告相談を行う。

JICA はプロジェクトの計画の見直しが必要な場合や実施運営上の問題が発生している場合に、適宜運営指導調査を実施する予定である。調査の実施に際し、コンサルタントは、その基礎資料としてすでに実施した業務において作成した資料などを整理、提供するとともに、現地調査において必要な支援を行うものとする。

⑤ 地震・津波分野の国内有識者に対する意見照会

本プロジェクトで扱う一部活動については、行政や研究機関が知見を有している分野（津波警報や地震解析等）がある。そのため、コンサルタントは必要に応じて、研究者、実務者等の国内有識者（気象庁関連部署及び地象専門家等を想定）から、実務・技術的な見地からの意見、助言を適宜得ることとする。

⑥ 中間評価及び終了時評価への協力

本プロジェクトにおいては、6 カ月毎の Monitoring Sheet によるモニタリングのほか、プロジェクトの中間時点（2020 年 10 月頃）における中間評価及びプロジェクト終了約半年前（2021 年 10 月頃）における終了時評価を実施予定である。コンサルタントは上記評価ミッションに協力すること。

（9）仙台防災枠組における本プロジェクトの位置付けと国際会議等における成果発信

2015 年 3 月に開催された第 3 回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030（以下「仙台防災枠組」）では災害による損失と災害リスクを減らすという成果を目指すために、7 つのグローバルターゲットと 4 つの優先行動が設定されている。

【成果】

人命・暮らし・健康と、個人・企業・コミュニティ・国の経済的・物理的・社会的・文化的・環境的資産に対する災害リスク及び損失を大幅に削減する。



【ゴール】

ハザードへの暴露と災害に対する脆弱性を予防・削減し、応急対応及び復旧への備えを強化し、もって強靱性を強化する、統合されかつ包摂的な、経済的・構造的・法律的・社会的・健康的・文化的・教育的・環境的・技術的・政治的・制度的な施策を通じて、新たな災害リスクを防止し、既存の災害リスクを削減する。



【グローバルターゲット】

- (a) 災害による世界の10万人当たり死亡者数について、2020年から2030年間の平均値を2005年から2015年までの平均値に比して低くすることを目指し、2030年までに世界の災害による死亡者数を大幅に削減する。
- (b) 災害による世界の10万人当たり被災者数について2020年から2030年間の平均値を2005年から2015年までの平均値に比して低くすることを目指し、2030年までに世界の災害による被災者数を大幅に削減する。
- (c) 災害による直接経済損失を、2030年までに国内総生産（GDP）との比較で削減する。
- (d) 強靱性を高めることなどにより、医療・教育施設を含めた重要インフラへの損害や基本サービスの途絶を、2030年までに大幅に削減する。
- (e) 2020年までに、国家・地方の防災戦略を有する国家数を大幅に増やす。
- (f) 2030年までに、本枠組の実施のため、開発途上国の施策を補完する適切で持続可能な支援を行い、開発途上国への国際協力を大幅に強化する。
- (g) 2030年までに、マルチハザードに対応した早期警戒システムと災害リスク情報・評価の入手可能性とアクセスを大幅に向上させる。



【優先行動】

1. 災害リスクの理解
2. 災害リスクを管理する災害リスク・ガバナンスの強化
3. 強靱性のための災害リスク削減への投資
4. 効果的な災害対応への備えの向上と、復旧・復興過程における「より良い復興（Build Back Better）」

本プロジェクトは、仙台防災枠組の各グローバルターゲットの達成及び各優先行動の推進に貢献するものと位置付けられることから、我が国プロジェクトの成果を発信

できる機会において、より効果的に発信できるように、コンサルタントは JICA、VMGD 及び NDMO と相談すること。また、仙台防災枠組のフォローアッププロセスの一環として国際防災グローバルプラットフォーム及び地域防災プラットフォームと呼ばれる国際会議を通じたモニタリングが1年毎交互に開催されることから、これら機会をマイルストーンの1つとして設定し、プロジェクトの進捗・成果を発信していくこと。なお、本プロジェクト実施期間中には、2019年（スイス・ジュネーブ）、2021年にグローバルプラットフォーム、2020年（オーストラリア）に地域プラットフォーム、さらに大洋州地域のサブリージョン会合が毎年フィジーにてそれぞれ開催される予定であることから、これらを含む国際会議を活用してバヌアツ側カウンターパート及び JICA が本プロジェクトの意義、活動内容、成果を広く周知できるよう、時間に余裕をもってバヌアツ側カウンターパート及び JICA と相談すること。

また、プロジェクト期間中の2021年には、「第9回太平洋・島サミット (PALM9)」が開催される予定であることから、同サミットにおいて本プロジェクトの成果が効果的に発信できるよう、コンサルタントは JICA、VMGD 及び NDMO と相談すること。

プロジェクト成果の共有や広報の観点から、第三国（フィジー等）への出張が本プロジェクトの実施において有用と考える場合には、これを積極的に検討し、プロポーザルの中で提案すること（必要と認められる場合、JICA からバヌアツ側に提案する）。提案に際しては、出張期間1週間、C/P（2人までを想定）及びコンサルタント1名の同行に必要な旅費を別見積とする。

（10）世界津波の日に関するイベントとの連携

2015年12月の国連総会において、日本を含む142か国が共同提案国となり、「世界津波の日（毎年11月5日）」が制定された。毎年、世界津波の日に合わせて世界中で津波防災に関するイベントや啓発活動が展開されていることから、本プロジェクトの啓発活動についても、これと連携した実施を検討すること。

（11）プロジェクト活動の記録

JICA は独立行政法人としての中期目標において、防災分野で育成した人材の数を指標としていることから、本プロジェクトで実施する研修、ワークショップ等の参加者及び技術移転を受けた直接及び間接受益者数を進捗報告に係る成果品の中に記録し、JICA に報告すること。

また、ジェンダー及び要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の本プロジェクトへの参画及び裨益状況についても特記事項として合わせて記録し、後段の広報を計画する際においても積極的に焦点を当てること。

（12）広報

本事業の実施にあたっては、本事業の意義、活動内容、成果について、直営の専門

家と協力してバヌアツと日本国内の各層に広く発信すること。このため、以下の項目を最低限含めつつ、仙台防災枠組の内容、構成を踏まえた効果的な広報計画をプロポーザルで提案すること。同計画においては上述の国際会議や PALM9 といったイベント日程を考慮すること。また、本プロジェクトは持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs) におけるターゲットへの貢献も含まれるためこれに対する広報計画にも留意する。

① 現地マスメディアへの発信

本事業の開始・終了時ならびに節目となる活動を実施する時は、事業の内容や成果をバヌアツ国内に広く認識してもらうため、直営の専門家及び JICA バヌアツ支所と協力し、現地マスメディア等へのプレスリリースの配信、記者会見、プレスツアーの開催や記者向け説明などを行うこと。また、その際は、カウンターパート機関の広報部門と協力することとし、カウンターパート機関に対して、現地マスメディアへの発信を行うよう働きかけを行うこと。

② 現地関係機関や他援助機関・NGO 等への発信

本事業では、カウンターパート以外の様々な防災関係者に対して情報が伝達される体制を構築する必要があることから、重要な現地関係機関、他援助機関・NGO 等が、本事業に関心を持ち、積極的な参加・協力が得られるよう、最も適切な媒体・方法を検討の上、情報発信を行う。特に、本プロジェクトが取り組む事業や作成されるマテリアル等は、先方政府の承認を得たのち、他の地方自治体や他援助機関で活用され、広く周知されることが期待されるため、その実現のための広報を行うこと。

③ JICA ウェブサイトを通じた情報発信

プロジェクト開始時をめぐり、JICA 技術協力プロジェクトホームページ内に本プロジェクトのウェブサイト (日英) を開設する予定である。プロジェクト成果の発信を目的に 1 か月に 1 回以上進捗を報告するとともに、掲載する原稿案及び資料を提供すること。また、ODA 見える化サイトに視覚上成果を把握しやすい写真を掲載できるよう、候補となる写真を JICA に対して適時提供すること。

④ 写真、映像 (動画)

各種広報媒体や視聴覚資料の作成で使えるよう、活動に関連する写真・映像を撮影し、提出する。撮影に当たっては、本事業の成果を分かりやすく伝えられるよう、事業実施前と実施後が比較できるものや日本側とバヌアツ側双方がコミュニケーションしているものとなるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権は、JICA に帰属するものとする。

(13) 他援助機関・国際機関等との情報共有・連携

バヌアツでは、国連開発計画 (UNDP)、世界銀行 (WB)、オーストラリア (DFAT)、ニュージーランド、太平洋共同体 (SPC)、太平洋地域環境計画事務局 (SPREP) 等が防災分野の支援を実施していることから、本プロジェクトでは先行事例を活用できるよう、これら他援助機関の動向把握、協議、意見交換及び十分な調整を行いながら実施すること。加えて、日本の防災協力として仙台防災枠組にもとづいて実施する必要がある点に留意すること。必要であれば事前に JICA への相談及び同席を求めること。

また、JICA は、国連国際防災戦略事務局 (UNISDR) と業務協力協定を締結しており、UNISDR が行う仙台防災枠組の推進、フォローアップ、レビューへの支援を行うことが規定されている。上記 (9) のとおり、本プロジェクトは仙台防災枠組に貢献することから、本プロジェクトにおけるイベント等の際には UNISDR の本部 (在ジュネーブ) 又は大洋州地域事務所 (在フィジー共和国) に時間に余裕をもって案内し、参加を働きかける等、連携について配慮すること。併せて、VMGD 及び NDMO がバヌアツ国内において UNISDR を招聘するイベントを開催する場合は、上記協定に基づき、JICA が本プロジェクトの成果を発信できるよう、事前に情報提供及び相談すること。

6 業務の内容

業務の内容は以下を想定しているが、コンサルタントは国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。なお、業務開始時にカウンターパートの能力向上の度合いやプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICA と協議の上、必要に応じて業務方法及び作業工程を見直すことも可とする。

(1) 全体に係る活動

① 業務計画書の作成・協議

コンサルタントは、共通仕様書に基づき、業務計画書 (和文) を作成し、契約日の 10 営業日以内に JICA に対して提出し、承諾を得る。

② ワークプランの作成・協議

本プロジェクトにかかる無償案件の経緯・成果及び詳細計画策定結果、並びに、業務計画書等を踏まえて、プロジェクト実施の基本方針、方法、業務工程計画を作成し、ワークプラン (案) として取りまとめ、第 1 回現地派遣までに JICA に説明・協議し、修正する。その後、第 1 回現地派遣時にバヌアツ側関係者に対してワークプラン (案) の説明を行った後、活動 2-1 及び活動 3-1 に関する調査 (1 カ月程度を想定) の

結果を踏まえて修正したワークプラン（案）及び PDM を第 1 回 JCC にてバヌアツ側と合意する。

③ 事業効果測定のためのベースライン及びエンドライン調査の実施

事業効果を測定することを目的に、PDM の指標に係るデータを収集し、簡易なベースライン及びエンドライン調査を実施する。PDM の指標以外に収集すべきデータがある場合はその内容と理由を含めてプロポーザルにて提案すること。ベースライン調査はプロジェクト開始直後、エンドライン調査はプロジェクト終了 6 か月前に実施し、それぞれの調査内容を取りまとめることを想定している。

④ JCC 開催支援と進捗説明

議長である気候変動・気象・地象災害・環境・エネルギー・災害管理省次官が JCC を開催、メンバーを招集予定であることから、コンサルタントは必要に応じて直営専門家と協力しながら、R/D に定められた JCC 参加者の予定を確認し、日程調整に係る支援を行うこと。また Monitoring Sheet を活用し、直営専門家及びカウンターパートと手分けして、プロジェクトの進捗及び活動計画を説明、合意を得ること。

また、客観的な視点を追加するため、パイロットサイトの市役所、もしくは地方自治体局（Department of Local Authority : DLA）、及び他ドナーのプロジェクト人員等をオブザーバ等として追加することを検討する。

⑤ 本邦研修の実施及び関連研修の人選支援

「地震・津波防災の技術及び現業」に係る知識及び技術の習得を目的とする本邦研修をプロジェクト期間中に 2 回（2019、2020 年度）実施する。それぞれ、VMGD で中心的な役割を担う実務者クラス 6 名程度を対象とし、期間は 2 週間程度とする。

コンサルタントは、実施にあたって「コンサルタント等契約における研修・招聘実施ガイドライン」（2017 年 6 月）に記載される研修実施を担当することから、実施に係る経費を見積に含める。実施に当たっては研修の趣旨を十分理解し、実施方法、候補者の人選及び研修内容について、直営専門家、JICA バヌアツ支所所及びバヌアツ政府関係者と協議・調整すること。

また、プロジェクトの投入として実務者クラス 1 名が課題別研修「地震学・地震工学・津波防災」へ参加予定であるため、適任者について VMGD と協議の上、JICA へ情報提供すること。

⑥ 機材の調達

コンサルタントは業務の実施に必要な以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017 年 6 月）」に沿って調達する。

ア) 携帯型地震計 (1台)

使用目的	リアルタイム震度計の代表点の選定のための雑微動バックグラウンド調査 (概ね周囲数 km~数十 km の範囲) に活用する。
主要仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 測定範囲 0~±3,000gal ・ 防水性 JIS C 0920 保護等級 5 (防噴流型) ・ 使用環境 -10℃~+50℃ (凍結しないこと) ・ 相対湿度 15~95% (結露しないこと) ・ 電源バックアップ時間 約 3 時間 (内蔵充電電池)
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ VMGD 職員が設置、日常的な保守・維持管理が可能なものであること。 ・ 故障等の不測の事態が生じた場合にメーカー等からサポートを受けられるものであること。

イ) リアルタイム震度計 (10台)

使用目的	バヌアツ国内向けの震度観測ネットワークを構築し、地震災害の事前対策及び応急対応に役立てる。
主要仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計測加速度軸 3 成分 (X、Y、Z) 加速度センサー ・ 定格加速度レンジ ±1,500gal 以上、ノイズ 0.1gal 未満 ・ 算出データ 改正メルカリ震度階級
想定設置場所	通信が確保された各州の VMGD の観測所、公共施設 (自治体オフィスや学校等) ※各州 1 台及び都市部 4 台
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ バヌアツ側による震度計増設の可能性を踏まえ、価格帯等についてもできる限り考慮して機材を選定すること。 ・ 設置場所については、ア) の活用を図りつつ、VMGD との協議で決定すること。 ・ VMGD 職員が設置、日常的な保守・維持管理が可能なもの。 ・ 故障等の不測の事態が生じた場合にメーカー等からサポートを受けられるものであること。

ウ) 震度解析用端末及びソフトウェア 1 式

エ) 潮位解析用端末及びソフトウェア 1 式

調達資機材を活用して、本プロジェクトの活動を実施する必要があるため、資機材調達後にプロジェクトで当該機材を十分活用できる期間を確保できるよう、バヌアツ側と協議し必要資機材を確定させたい。プロジェクト前半の早い段階で使用できる状態となる計画とすること。プロジェクト期間における資機材の全体金額は 1500 万円以内を予定している。

コンサルタントは、上記機材の調達計画についてプロポーザルにて提案するとともに、上記資機材を別見積で添付すること。

(2) 成果 1 に関する活動

① 活動 1-1 リアルタイム地震観測網の強化

震度計の設置及び携帯型地震計の導入を実施し、リアルタイムで観測可能な地震観測網を VMGD が構築するのを、コンサルタントが支援する。

地震観測の中で、地震動観測は、過去の JICA や WB の支援により比較的多くの広帯域地震観測点が稼働していて、地震観測網は概ね整ったと考える。

一方、バヌアツにおいて震度計は導入されておらず、強震計データをもとにした震度解析も行われていないため、震度階も未導入となっている。震度情報は地震動による被害の早期推定や耐震基準の設定にも活用できることから、本活動にてリアルタイム観測が可能な震度計観測網を構築する。

仕様については、上述(1)⑤のとおりとするが、その他、より有用な機能等があればプロポーザルで提案すること。

活動 1-2 リアルタイム潮位観測網の強化

オーストラリア気象局 (Bureau of Meteorology、以下「BoM」) がポートビラ及びブルーガンビルの 2 か所に設置した潮位計を含むバヌアツ国内外の潮位計データを、世界気象機関 (WMO) の全球通信システム (Global Telecommunication System、以下「GTS」) を経由し、データをリアルタイムで VMGD が取得できる体制を VMGD が構築するのを、コンサルタントが支援する。

現在、VMGD がリアルタイムで入手できる潮位計は、JICA が供与した 2 観測所のみである。一方、BoM がバヌアツ国内に設置した 2 か所の潮位計のデータは BoM もしくは IOC のウェブサイトにはアクセスしないと取得できず、5~15 分の遅れがあったり、観測数値データは最大 2 週間前からのみの閲覧であったりと制約がある。

また、遠地津波をモニタリングし、自国の津波警報等に活用するには地理的な広がりやを考慮した潮位データが必要となる。一方、バヌアツ国周辺の大洋州諸国には、多くの潮位計が設置されているが、現状ではこの情報も IOC のウェブサイトにはアクセスして得なければならない状況である。

そこで、IOC ウェブサイトから入手している既設 2 地点 (BOM 設置分) およびバヌアツ周辺の大洋州諸国の潮位計については、世界気象機関の指導で展開されている GTS 経由でデータをリアルタイムで直接取り込めるようシステムの設定変更を実施する。BoM を含む各国の気象局との交渉は原則 VMGD が実施することとするが、必要に応じてコンサルタントが支援する。また、GTS を介して入手する大洋州諸国の潮位計の選定については、VMGD と協議の上、決定する。

③ 活動1-3 VMGD スタッフの観測機器維持管理方法に関する指導

観測機器の維持管理手法及び定期点検業務の定着に関わる技術指導を VMGD スタッフに対して行う。

現在の地震計及び潮位計の点検状況についても点検簿を活用している状況が確認できず、過去の JICA 案件の成果品の保守点検マニュアル、運用指導マニュアルに関し、その存在については確認できたものの、当該マニュアルについて VMGD スタッフは積極的に活用していない。

機器の維持管理は観測業務において必要不可欠であることから、地震及び潮位観測に係る機材の維持管理状況について確認の上、VMGD スタッフによる維持管理を強化し、自ら定期点検業務を行う能力を身に付けられるようコンサルタントが指導する。

(3) 成果2に関する活動

① 活動2-1 VMGD における地震・潮位データ解析及び利活用方法のベースライン調査の実施

地震・潮位データの解析に係るシステム環境及びスタッフによる解析・活用状況について、VMGD の協力を得ながらベースライン調査を実施する。

② 活動2-2 VMGD スタッフの地震パラメーター算出能力の向上

既設の地震観測機器のデータを活用した、より高精度な地震パラメーター算出に係る技術指導を VMGD スタッフに対して実施する。

VMGD では地震パラメーターを自動計算する仕組みが構築されている。しかし、アメリカ地質調査所 (United States Geological Survey ; USGS) など国際的に信頼できる地震パラメーターと比較した精度評価などは行われていない。

そのため、コンサルタントはこれまでの算出結果の検証を行うとともに、地震パラメーターの算出に係る業務フローの見直し及び手順化等を指導する。

③ 活動2-3 VMGD スタッフの強震計及び震度計データの利活用能力の向上

強震計及び新たに導入する震度計から得られるデータの解析技術及び利活用のための知識習得に係る技術移転を VMGD スタッフに対して行う。

無償案件で設置された強震計のデータは蓄積されているもののデータ解析や活用は現在行われていないことから、VMGD スタッフに対し観測データを用いた地震情報の算出や分析に活用するための技術を指導する。

また、バヌアツにおいて震度階は現在使われておらず、VMGD 職員を含む国民にとって馴染みのない尺度・数値となる。そのため、VMGD スタッフに対して震度階に係る知識を定着させるとともに、観測方法やデータの品質管理など基礎的な技術移転を実施する。併せて、バヌアツの背景を踏まえた震度階の定義を設定する、耐

震に活用するためのデータの活用等、住民に裨益するための工夫をプロポーザルで提案すること。

④ 活動 2-4 VMGD スタッフの天文潮位推算及び津波、高潮成分抽出能力の向上

バヌアツ国内 4 箇所に既設の潮位計から取得したデータの分析を実施するとともに、天文潮位推算及びリアルタイムで取得する潮位データの活用方法について技術指導を VMGD スタッフに対して行う。

無償案件のソフトコンポーネントにて天文潮位推算指導が行われたが、現在、VMGD スタッフによる計算は行われていないことから天文潮位推算及び津波高潮成分の抽出について、VMGD スタッフが単独で実施できるよう指導を行うこと。

さらに、活動 1-2 を通してリアルタイムで得られるようになるバヌアツ国内外の潮位計データの津波、高潮成分を迅速に比較・解析できるよう、2 観測点以上の潮位計データの推移を 1 台のディスプレイに表示するソフトウェアの追加を行うこと。

⑤ 活動 2-5 津波情報に活用する地震津波災害履歴の取り纏め

近地津波情報の作成の基本となる過去の地震・津波災害履歴の取りまとめを VMGD の協力を得ながら実施する。

列状にほぼ南北に分布するバヌアツの島々の西側には、近地津波をもたらす地震帯があり、この地帯で津波が発生すれば 10 分程度の時間でバヌアツに到達してしまう可能性があるため、PTWC の津波情報で間に合うとは限らない。そこで過去に発生したバヌアツ周辺の地震・津波データを収集整理し、それを対照する形で簡易ながら迅速に津波の有無や到達時間を求めるシステムを構築する。

システムについては、現在 VMGD には津波データベースや解析に係るシステムは導入されておらず、それを構築するための技術を持った人材もいないことから、エクセル等を活用した簡易データベースの構築を想定しているが、より有用な方法があれば、プロポーザルで提案すること。

⑥ 活動 2-6 VMGD スタッフの津波解析及び予測能力の向上

活動 2-5 の結果を踏まえ、地震計及び潮位計から取得したリアルタイムデータ及び PTWC の津波データとの比較が可能となるための知識を習得させ、津波解析や予測に係る技術指導を VMGD スタッフに対して行う。

現在、津波警報 (Tsunami Advisory) は VMGD の算出した地震パラメーターや PTWC からの情報をもとに発令されているが、警報発令まで約 30 分程度を要しているため、近地で津波が発生した場合、警報伝達よりも早く津波が到達してしまう可能性があることを考慮する。

そこで発令までの時間を現状の 30 分から VMGD の要望である 10 分へ短縮することを目標とした技術支援を行う。なお、目標時間については津波ケースを考慮し、地域ごとに検討する必要があることに留意すること。また、VMGD のスタッフには警報発令に係る業務についての習熟が不十分であること、地震や潮位データを勘案した津波解析や予測の手順や内容もさらに改善する必要があることも考慮すること。

(4) 成果 3 に関する活動

① 活動 3-1 防災情報の伝達方法の調査及び課題点抽出のベースライン調査の実施

各防災関係機関を通じて住民まで防災情報が伝達される流れ、手段及び手順に関する調査を VMGD 及び NDMO の協力を得ながら実施する。

現在、VMGD から住民までの情報伝達を行うルートには電子メールや SNS、テレビやラジオなどメディアを活用するなど、システムやツールは比較的揃いつつあるものの、それらを活用して確実な情報伝達を業務として運用されていないことから、現状を明らかにするとともに、課題点の抽出を行う。

② 活動 3-2 VMGD の地震、津波、高潮に関する効果的な防災情報の作成能力強化

ア) 地震情報に関する改善

発出する地震情報の内容が、防災関係機関や住民により理解しやすいものとなるよう VMGD が改善するのを支援する。

改善内容には、本プロジェクトで新たに導入される震度情報を含めること。

イ) 津波情報に関する改善

活動 1-2、2-4、2-5 及び 2-6 の成果を基に、発出する津波に関する情報及び警報の内容がより詳細で防災関係機関や住民に理解しやすいものとなるよう VMGD が改善するのを支援する。

ウ) 高潮情報に関する改善

現在、VMGD は高潮に関する情報はサイクロン情報に含めて発出している。そこで活動 2-4 で算出した潮位データを活用し、より具体的な高潮情報及び警報となるよう VMGD とが改善するのを支援する。

③ 活動 3-3 ウェブ等を通じた VMGD 及び NDMO の防災情報発信能力強化

活動 3-2 の結果を踏まえ、ウェブサイト等の媒体を通じた防災情報の発信方法及び内容について、VMGD 及び NDMO が改善するのを支援する。

バヌアツにおいては、情報伝達システムやサイレンなど一通りのツールは準備されているが、実際の運用体制やツールを組み込んだ伝達フローが十分に整備されていないため、活動3-1の結果を踏まえ、効果的な伝達フローをVMGDとともに検討し、実務訓練などを実施して業務としての定着を図ること。

なお、ウェブサイト以外にもSMSやSNSを使った防災情報の発信も行われており、VMGDが現在行っているこれらの公共向けの情報発信についても活用するとともに、その他、効果的な情報発信方法、ツールがあればプロポーザルで提案すること。

④ 活動3-4 国民に対するVMGD及びNDMOの防災啓発活動の能力向上

コミュニティや住民がVMGD及びNDMOが発出した防災情報を正しく理解し、適切な行動が取れるように周知、啓発するための技術指導をVMGD及びNDMOスタッフに対して実施する。想定する活動内容は以下のとおり。

ア) 活動3-3で検討した住民までの情報伝達フローに基づき、MDRRのパイロットコミュニティにおいて、同プロジェクトで整備された早期警報サイレンやハザードマップを活用し、当該コミュニティまでの伝達を含む災害情報伝達訓練(DIG)及びコミュニティにおける避難訓練をVMGD及びNDMOが実施するのを支援する。

イ) 各種メディア(ウェブサイトやSMS、SNS、テレビ、ラジオ等)を通じ、無償案件及び成果1、2に係る活動の成果を発信する。本活動には、無償案件で整備した地震計及び潮位計に関する啓発用看板の整備も含む。

ウ) VMGD及びNDMOスタッフがパイロットコミュニティの活動を基に啓発活動を他地域へ展開できるように、マニュアルや教材等のツールを整備する。

7 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおり。それぞれ②の技術協力成果品を添付するものとする。

成果品	時期等	言語・部数
業務計画書(共通仕様書の規程に基づく)	契約締結後10日以内	和文5部
ワークプラン	業務開始から1ヵ月後	和文5部 英文10部
Monitoring Sheet	業務開始後1ヵ月以内及び6ヵ月ごと	英文3部

プロジェクト業務完了報告書	プロジェクト終了時	和文 5 部 英文 10 部 CD-ROM 3 部
---------------	-----------	---------------------------------

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。各報告書の記載項目（案）は JICA とコンサルタントで協議、確認する。

（２）技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、業務完了報告書に添付して提出することとする。

- ① 観測機器の維持管理マニュアル
- ② 地震パラメータ算出に係る標準業務手順書
- ③ 津波情報の解析に係る標準業務手順書
- ④ 津波警報の発令、伝達に係るガイドライン
- ⑤ 潮位計データの解析に係るマニュアル
- ⑥ バヌアツにおける震度階の定義
- ⑦ 国際会議等における成果発信資料

（３）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共有仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、JICA にて移出する。なお、先方政府と文書にして合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真
- ③ 業務フローチャート

（４）その他提出物

① 防災情報

JICA が定める様式によりバヌアツの防災に係る基礎情報をとりまとめ、情報更新の上、プロジェクト開始後 1 年ごとに提出する。

② 議事録等

先方政府との各レポート説明及び協議に係る議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。JICA が別途開催する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、JICA が指定する様式により A4 版 4 枚以内に取りまとめ、会議開催後 3 営業日以

内に JICA に提出する。

③ 先方政府への提出物

バヌアツ政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかに JICA に提出する。

④ その他

上記提出物のほか、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

第3 業務実施上の条件

1 業務工程

本件に係る業務工程は、2019年3月に開始し、期間は約39ヵ月とする一括の複数年度業務実施契約にて実施する予定である。

2 業務量目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

約55.3M/M

（2）業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置、構成をプロポーザルにて提案することとする。以下に記載の格付は目安であり、異なる格付を提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- | | |
|-----------|----|
| ① 総括／機器管理 | 2号 |
| ② 地震解析 | |
| ③ 潮位解析 | |
| ④ 津波情報 | 3号 |
| ⑤ 災害情報 | 3号 |

3 相手国の便宜供与

2017年7月13日に署名したR/Dに基づき、カウンターパートの配置、事務所スペースの提供等が確保される。その他一般的な情報提供が得られる予定。

4 配布資料／公開資料

（1）配布資料

- ① バヌアツ「地震・津波・高潮情報の発信能力強化プロジェクト」詳細計画策定結果
- ② 署名済みR/D

（2）参考資料

- ① 仙台防災枠組2015-2030
http://www.preventionweb.net/files/43291_sendaiframeworkfordrren.pdf
- ② 持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000101402.pdf>
- ③ バヌアツ国「広域防災システム整備計画」準備調査報告書（2013年12月）

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12129169.pdf

④ 課題別研修「地震学・耐震工学・津波防災」

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/summary/lineup2017/sector/ku57pq00001zhadc-att/1784482.pdf

5 現地再委託

プロジェクト活動に係る業務について、現地に経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等がある場合、それらの機関や組織に再委託して実施することができる。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業務の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、見積もりについては本見積もりにて計上すること。

6 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、JICA バヌアツ支所、在バヌアツ日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また JICA バヌアツ支所と常時連絡が取れる体制を整え、特に地方にて活動を行う場合は、安全状況、移動手段等について同事務所と緊密に打合せを行うよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。現地業務に先立ち業務従事者を外務省「たびレジ」に登録すること。

7 その他留意事項

（1）複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算の必要はない。

（2）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者へ速やかに相談すること。

(3) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上

